

## 4 1 . 6 1

## 組織変更の取扱い

会社はその組織を変更した場合は、組織変更届 (書式第9の2) を提出 ~~させる~~ するものとする。

(説明)

~~会社の~~組織変更とは、会社が法律上の人格の同一性を保ちながら、組織を変更して、他の種類の会社になる組織を変更することでありをいう。、既に存在する会社を~~一旦解体解散して清算手続をなしで、~~改めて他の種類の会社を設立するという二重の手続から生ずる~~むだ無駄~~と煩雑~~さ~~とを回避することを目的とするもので、企業維持の精神から認められたものである。すなわち、組織変更の前後を通じて権利義務の主体としての同一性を保持することができる点に、~~組織変更の~~意義及び効用がある。

したがって、組織変更は、~~実体態的な~~権利義務の移転を生ずるものでないことから、本文のとおり取り扱う。例えば、~~その保有する特許権等については、移転登録ではなく表示変更登録をすべきであり、このことは出願中の特許を受ける権利等についても同様に解される。~~

ただし、組織変更届に合理的疑義がある場合は、新たな会社を設立した旨の記載がある組織変更後の会社の登記事項証明書を求める。

なお、特許権等についても同様の考え方から、移転登録申請ではなく表示変更登録申請によるものとする。

~~なお、組織変更届の様式は、氏名(名称)変更届(特施規9条1項、様式第6)に準ずるものとする。~~

(改訂平成 ~~23~~・~~11~~・~~25~~・6)